

相模原市地域防災計画の概要

平成22年3月修正

相 模 原 市

《目 次》

第1章 防災対策の計画的な推進	1
1. 地域防災計画の目的	1
2. 市民の役割	1
3. 企業の役割	1
4. 防災関係機関の役割	2
5. 計画策定のための条件(被害想定)	3
第2章 災害に備えて	7
1. 災害に強いまちづくり	7
2. 災害に強い施設・設備づくり	7
3. 火災への備え	8
4. 風水害への備え	9
5. 応急対策への備え	10
6. 災害時要援護者への対応	13
7. 災害ボランティア	13
8. 防災行動力の向上	14
第3章 いざというときの防災活動	15
1. 情報の収集・伝達	15
2. 市災害対策本部の設置及び活動	16
3. 消火・避難誘導対策	19
4. 特殊災害の応急対策	20
5. 救出・救助・医療救護の対策	22
6. 緊急道路啓開・交通規制・緊急物流	23
7. 建築物、被災宅地の危険度判定	24
8. 避難所の運営	24
9. 被災された方々の生活を助けるために(被災生活支援)	26
10. 災害発生後の衛生環境の整備	27
11. 被災された方々への応急住宅	29
12. 災害時要援護者の支援	30
13. 災害ボランティア活動の支援	31
14. 学校などの防災対策	31
15. 孤立対策	32
16. ライフラインの応急対策(都市機能等応急対策)	32
第4章 災害からの復旧・復興	35
1. 義援金・義援品の受け付けと配分	35
2. 生活支援など	35
第5章 東海地震関連情報発表時の対策	36
1. 東海地震に関連する情報発表時の体制	36
2. 警戒宣言時の対策	37
3. 警戒宣言時の行動指針	39
4. 大地震発生時の心得	40

第1章 防災対策の計画的な推進

相模原市では、防災アセスメント調査や、地区ごとの防災性を点検する地区別防災カルテの作成をとおり、市域の防災課題を点検してきました。

その成果を活かし、より災害に強い、そして、万が一のときに災害対応が迅速かつ的確にとれるよう、地域防災計画を修正しました。防災対策は、この相模原市地域防災計画に基づき、防災関係機関及び市民のみなさんが協力して、計画的に推進するものです。

1. 地域防災計画の目的

相模原市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づくほか、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に準じて、相模原市防災会議が作成する計画です。市域にかかわる地震災害、風水害又は大規模な事故などによる災害に対し、その防災活動の効果的な実施により、災害を防ぎ、又は被害を最小限にすることによって地域社会の安全と市民福祉を確保することを目的とします。

2. 市民の役割

自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、災害が発生したときは、お互いに協力し助け合います。

常に災害への備えを怠らず、住まいなどの安全性を確保するとともに、非常時のために3日分の食料・飲料水を備え、非常持ち出し品の準備に努めます。

3. 企業の役割

日ごろから、管理施設・設備等の耐震性確保、災害時用の物資・資機材の整備、防災訓練・研修等に努めます。また、企業の防災対策を明確にして、地域と連携した防災活動に取り組みます。

さらに、災害時にも地域経済や雇用を維持するため、事業を継続若しくは早期回復するための計画を策定します。

4. 防災関係機関の役割

●市

市域と市民の生命、身体、財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。

●県

県土と県民の生命、身体、財産を災害から守るため、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が行う活動を助け、その総合調整を行います。

●指定地方行政機関

地域住民の生命、身体、財産を災害から守るため、防災活動を実施するとともに、県・市の活動が円滑に行われるよう勧告・指導・助言します。

●指定公共機関・指定地方公共機関

自ら防災活動を行うとともに、県・市の活動が円滑に行われるよう協力します。

●公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日ごろから災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害の応急対策を行います。また、市その他の防災活動に協力します。

●自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の組織的対応のもとで、地域の人々が協力し、防災活動に取り組みます。

5. 計画策定のための条件(被害想定)

平成18年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「相模原市東部直下」「相模原市西部直下」及び「神縄・国府津 - 松田断層帯を震源とする地震」に関する本市域の地震被害予測を実施しました。また、神奈川県では、平成20年度に「東海地震」、「南関東地震」などを想定した地震被害予測を実施しています。

各想定地震の設定条件及び被害の概要は次のとおりで、被害数量は、調査年次当時の社会条件をもとに予測されたものです。このうち、今後100年以内に発生する可能性が少ない南関東地震を除き、被害量の大きい「直下型地震」を本市の防災体制整備の目標となる想定地震と位置づけます。

●地震災害

「南関東地震」(平成20年度神奈川県地震被害想定調査より)

相模湾を震源域とする、マグニチュード7.9の地震

想定震度：震度5強～7

備考：関東大震災と同様の震源域及び地震規模を想定しているものです。

「東海地震」(平成20年度神奈川県地震被害想定調査より)

駿河湾を震源域とする、マグニチュード8の地震

想定震度：市内全域で震度5強

備考：人的被害については、東海地震に係る警戒宣言がなかった場合を想定しています。

「直下型の地震」(平成18年度相模原市防災アセスメント調査より)

本市直下の比較的浅い場所を震源とする、マグニチュード6.9の地震

想定震度：震度5弱～6強

備考：南関東地域直下のどこでも起こりうる地震で、危機管理面の強化を目的として、相模原市内の東部直下と西部直下に設定したものです。

「神縄・国府津 - 松田断層帯を震源とする地震」

(平成18年度相模原市防災アセスメント調査より)

県西部～相模湾を震源域とする、マグニチュード7.5の地震

想定震度：震度5強～6強

備考：震源断層は県西部小田原市周辺から相模湾へ伸びる活断層です。

各想定地震の設定条件及び被害の概要

想定地震		南関東地震	東海地震	直下型の地震		神縄・国府津 - 松田断層帯
				相模原市 東部	相模原市 西部	
調査年次		平成20年度 神奈川県地震被害想定調査		平成18年度 相模原市防災アセスメント調査		
設定	マグニチュード	7.9	8.0	6.9	6.9	7.5
	震源	相模湾	駿河湾	相模原市役所 直下	津久井総合 事務所直下	県西部～ 相模湾
	ケース	夕		冬夕・冬朝・秋昼、風3m/s		
結果	震度	5強～7	5強	5弱～6強	5強～6強	5強～6強
	大破(全壊)建物(棟)	7,650	160	約8,400	約4,000	約900
	出火(件)	40.2	2.68	約9 ¹	約5 ¹	0 ¹
	焼失(棟)	4,920	190	約1,300 ¹	約400 ¹	0 ¹
	避難(人)	118,370 ⁴	11,770 ⁴	約44,500 ²	約18,200 ²	約2,700 ²
	死者(人)	10 ⁵	0 ⁵	約430 ³	約200 ³	約44 ³
	負傷者(人)	3,830 ⁶	260 ⁶	約7,700 ³	約3,200 ³	約500 ³
主な被害域の広がり		南関東地域 一帯から静岡県 東部	静岡県を中心とする東 海地方から 神奈川県西 部一帯	本市局所的	本市局所的	南関東地 域一帯か ら静岡県 東部

- 1 出火件数は冬夕方18時の場合
- 2 冬夕方18時の場合の避難所生活者とし、ライフライン機能停止による避難者は含まない。
- 3 冬の朝5時
- 4 1日後の避難所の人数
- 5 朝5時の建物被害による人的被害
- 6 朝5時の建物被害による人的被害(重傷者と負傷者の合計)

●風水害等の災害

➤ 土砂災害

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生しており、特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界にあたる段丘崖で発生していることが多いです。

旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町などの相模原市西部では人家が少ないため人的被害数は少ないですが、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩壊や落石、山地斜面の崩壊などが発生しています。

なお、関東地震では、丹沢山地や中津川山地で崩壊が数多く発生しました。市内の土砂災害の危険箇所の状況は次の通りです。

がけ崩れの危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区)

旧津久井町域、旧相模湖町域、旧藤野町域を中心に多数のがけ崩れ危険箇所が存在します。また、旧城山町域、旧相模原市域も、段丘崖などに危険箇所が存在します。

土石流の危険箇所(土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区)

旧相模原市域を除いて、土石流の危険箇所が多数分布します。

地すべりの危険箇所(地すべり危険箇所)

旧藤野町に地すべり危険箇所が1箇所分布します。

➤ 水害の危険性

市内の水害は、台風や梅雨前線の活動など1日以上にわたる大量の降雨によってもたらされるものと、雷雲などの短時間の集中豪雨によってもたらされるものとがあります。台風などによる水害としては、1991年(平成3年)9月19日に、台風18号により床上・床下浸水等265棟の被害が発生しました。また、雷雲による集中豪雨としては、1990年(平成2年)8月8日にわずか1時間強の降雨で床上浸水24棟、床下浸水40棟の被害が発生しています。

河川のはん濫

相模川沿いの低地は、相模川がはん濫することにより形成された土地ですが、増水によって河川から水があふれ出る「外水はん濫」の危険性は低く、過去100年の間に大水害が発生した記録はありません。

神奈川県では、水防法による洪水予報河川(相模川中流)と水位周知河川及び水防警報河川(境川、鳩川、道保川、串川、道志川)のはん濫をシミュレーションし、浸水想定区域を指定、公表しています。

相模川では概ね150年に1回程度起こる大雨を想定し、水郷田名や当麻等の建物集積地をはじめ、相模川沿いの低地の大部分が想定区域となっており、深いところでは2m~5mの浸水が予測されています。

境川では、概ね100年に1回程度起こる大雨を想定し、境川沿いの狭い範囲で概ね1m以下の浸水、又低地の一部で2m以上の浸水が予測されています。

鳩川、道保川、串川、道志川では、概ね30年に1回程度起こる大雨を想定し、鳩川については、JR相武台下駅周辺の市街地で2m以下の浸水が予測されているほか、4河川の低地部で1m以下の浸水が予測されています。

内水はん濫

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高いですが、旧相模原市の場合には市域の大半が台地で、しかも広範囲に広がっているため、平坦に見える台地上においても、わずかな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがあります。このような現象は、市街化が進み、地表面がアスファルトやコンクリートによって被覆され、雨水が地中に浸透せずに低い場所へ急速に集まるようになってきた近年ほど顕著です。短時間でも集中的な豪雨があると局所的に浸水被害が発生します。

台地上の凹地では大雨のたびに浸水被害が発生しています。浸水区域は、1棟～数棟といった非常に狭い範囲ですが、繰り返し発生しています。また、姥川、鳩川、八瀬川といった河川沿いでも浸水被害が発生しています。

➤ 特殊災害

鉄道災害、道路災害、航空災害、放射性物質を含む危険物等災害、雪害、林野火災、火山災害、健康危機などを想定した地域防災計画としています。

第2章 災害に備えて

延焼遮断帯の形成、震災に強い建物の建築、自主防災組織の育成、防災資機材の整備など、災害予防対策を推進します。

1. 災害に強いまちづくり

市は、震災時の火災による延焼被害や建物の倒壊を最小限にとどめるため、地域の特性に応じて、延焼遮断帯の形成や震災に強い建物の建築などを促進し、市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進します。

2. 災害に強い施設・設備づくり

●都市施設の災害防止

水道、電気、ガス、電話などの施設の防災対策はそれぞれの事業者が推進し、市民の暮らしのライフラインを確保します。

●建物の災害防止

- ・市役所、区役所、市立小・中学校、まちづくりセンター、公民館、市立体育館、消防署、消防指令センターなど市有施設の耐震性の強化、設備の安全化を進めます。
- ・医療施設、社会福祉施設、学校教育施設など防災上重要な施設の所有者・管理者は、耐震診断と耐震補強工事を推進します。
- ・木造住宅及び非木造共同住宅の耐震診断等補助制度の活用など、耐震診断・耐震改修を促進します。

●道路・橋りょうの整備

➤道路の整備

都市計画道路等の幹線道路その他防災上重要な道路の整備を推進します。

➤橋りょうの整備

各道路管理者は橋りょうの安全点検・耐震点検及び耐震補強並びに架け替えを行います。

➤ 横断歩道橋の整備

安全点検を実施し、落下防止の補強工事を行います。

➤ 緊急輸送路の指定

地域内の災害応急活動、緊急輸送の確保のため、事前に緊急輸送路を指定します。また、ヘリコプターの臨時離着陸場を指定します。

3. 火災への備え

● 火災の防止対策

火災による被害を最小限にとどめるためには、市の消防力を強化しておくことはもちろん、市民のみなさん、事業所のみなさんも日ごろから火災に備えておくことが大切です。

➤ 消防力の強化

相模原市消防力整備計画に基づき消防力を強化します。

- ・ 常備消防力の強化
- ・ 通信体制の強化
- ・ 消防団の整備強化
- ・ 消防水利の整備

➤ 地域防災体制の確立

事業所と自主防災組織などが合同防災訓練を行うなど連携を図ります。

市民のみなさんの備え

住宅用火災警報器、消火器の設置

風呂水のくみ置きや水バケツの備えなど

対震自動消火装置付火気器具、家庭用防災用品等の準備

火を使う場所の不燃化及び整理整頓

カーテンなどに防災製品の使用

灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理

事業所のみなさんの備え

防火管理業務、防災管理業務の適正な運用

防火管理者・防災管理者の育成

消防計画の作成

共同防火管理の協議

消防計画に基づく消防訓練の実施

●危険物等の災害予防

危険物を貯蔵する又は取り扱う施設は、緊急保安体制の確立、防災資機材の整備など自主保安体制を充実強化します。また、高圧ガス、LPガス、火薬類、毒劇物、放射性物質その他の有害物質を取り扱う施設等の安全対策強化を図ります。

4. 風水害への備え

●浸水の防止対策

河川や下水道を整備して浸水被害を防止するとともに、豪雨時に的確な防ぎょ活動を行えるよう体制の整備を行います。

▶ 河川の整備

都、県及び市はそれぞれの管理する河川で、想定する大雨でも水害が発生しないよう整備を進めていきます。

▶ 下水道の整備

浸水の発生している地域を優先した下水道の整備実施及び雨水調整池・雨水浸透施設の設置の推進などにより浸水防除を進めます。また、適時、下水道や河川内の堆積物を除去し、水路閉鎖による浸水発生を防ぎます。

▶ ハザードマップの周知

河川管理者が公表した浸水想定区域について、情報伝達、避難方法等を検討して、ハザードマップを作成し、市民に周知します。

▶ 地下空間の浸水対策

地下施設における水害発生時の被害を防止するため、土のうの確保や止水板設置など必要な広報に努めます。

▶ 浸水被害警戒地域対策計画

浸水のおそれのある地域を把握し、市民のみなさんと連携し、適宜、点検等を実施し、浸水被害発生防止に努めます。



●がけ崩れ等災害の予防

災害の発生するおそれの高い地域を把握し、あらかじめ防災対策を実施するほか、情報を市民のみなさんに伝え、みなさんと行政が協力して災害を回避するための安全な土地利用を促進します。

また、出水期前には、危険箇所のパトロール等を行います。

5. 応急対策への備え

●情報伝達網の整備

災害時の情報連絡体制を確保するため、無線設備を中心とした情報伝達網を整備します。

●災害緊急情報システム等の整備

災害時に各種情報を処理するため、災害緊急情報システム、震度情報システム及び気象情報システムを運用します。

●避難場所等の整備

広域避難場所、一時避難場所、避難所を事前に指定・確保し、避難者の安全対策を推進します。

指定の区分	概要
広域避難場所	地震発生時に、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、火煙やふく射熱から身の安全を確保できる広いスペースのある場所です。
一時避難場所	地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、一時的に避難し、災害の推移を見守るための空地、小公園、学校などです。
避難所	住居へ戻れない被災者が仮に寝泊りできるよう、救援措置を行うための施設です。

●防災資機材等の整備

➤防災資機材等の整備

防災備蓄倉庫を避難所などに整備するほか、防災資機材、医療器具、医薬品、水防資機材、化学消化薬剤などを計画的に備蓄します。

➤応急飲料水の確保

市民1人1日3リットル、10日分を目標に応急飲料水を確保するとともに、応急給水用備品の整備充実を図ります。また、市民へ非常時のために3日分の食料、飲料水及び非常持ち出し品の準備を行うよう普及啓発を進めます。

➤食料の備蓄

アルファ米、サバイバルフーズなどを計画的に備蓄するとともに、関係機関・団体などとの食料調達に関する協定の充実に努めます。

➤生活必需品の備蓄

毛布、敷きシート、仮設トイレなどを計画的に備蓄するとともに、関係団体などとの調達に関する協定の充実に努めます。

●救助・医療体制の整備

地震災害などの突発的かつ多量の救助事象発生の事態における迅速かつ効率的な人命救助が図れるよう、高規格救急車の配備、救急救命士の養成などの平常時医療の強化とともに、医師会をはじめとする医療救護活動にかかわる団体との協力関係を強化し、災害時救助・医療体制の整備を図ります。

●災害時輸送体制の整備

➤災害時輸送車両等の確保

災害時に使用する車両の確保については、市保有車両の活用及び民間との協力により行います。また、燃料の確保が迅速に行えるよう、石油商業組合等との協定に基づく実施体制の整備を進めます。

➤緊急通行車両の確認手続き

災害時には一般車両の道路通行が制限されることがあるので、災害対策に使用する車両を緊急通行車両として事前届出を進めます。

➤ 道路障害物除去体制の整備

災害時に重機を利用した道路上の障害物の除去作業が迅速に行えるよう協定などに基づく実施体制の整備を進めます。

● 災害時文教対応体制の整備

災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全を確保し、災害後は応急的な教育が迅速に実施できるよう平常時から体制強化に取り組みます。

● 災害時建築物対応体制の整備

地震災害発生時には余震による倒壊のおそれのある危険な建物に立ち入らないよう緊急に点検を行う必要があります。この点検を震災建築物応急危険度判定といい、判定を行う者の迅速な確保ができるよう体制の整備を行います。また、住居が被災した方に対し、迅速に住まいが確保できるよう、応急仮設住宅建設のための土地や協力体制の確保、応急修理実施体制の確保を行います。

● その他の災害対応体制の整備

➤ 災害時清掃等に関する事前対策

地震災害発生時には大量のがれきがでる可能性があります。災害時に迅速に廃棄物が処理できる体制を確保するとともに、平常時からリサイクルなどを進め、再資源化を図り、廃棄物の減量化に取り組みます。

➤ 帰宅困難者に対する事前対策

災害発生時や東海地震に関する警戒宣言が発令されたときなどに交通機関がストップし、帰宅困難となった方々に給水やトイレの提供などの支援が行えるよう、コンビニエンスストアなどと協力体制の整備を進めます。

➤ 被害調査体制の整備

多数の被害が発生した場合に、被害調査を迅速に行い、り災証明の発行や被災者に対する支援金の支給などの各種支援策を迅速に行えるよう体制の整備を行います。

➤ 災害時活動体制の整備

市をはじめとする防災関係機関並びに各事業所などは利用者や職員の安全を確保し、災害時に迅速に災害対応体制がとれるよう、災害時対応計画やマニュアル並びに物資・設備を整備し、万全を期します。

➤ 孤立対策

津久井地域の中山間部では、道路や通信網が被災し孤立化する集落の発生が予想され、避難が困難な地区もあるため、地域防災無線の設置やアマチュア無線の協力体制等で通信の確保を検討します。また、被災当初の生活確保のため、最低限必要な物資の分散備蓄や輸送拠点としてヘリコプターが離着陸可能な場所の調査を推進します。

6. 災害時要援護者への対応

日ごろから、災害時要援護者台帳を作成するなどして、要援護者を把握するとともに、地域のコミュニティの形成や、社会福祉施設・関係福祉団体との連携を強化し、災害発生時の避難支援に備えます。

また、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を進めるとともに、バリアフリーの推進など、災害時要援護者の災害時行動をバックアップする備えを強化します。

7. 災害ボランティア

ボランティアは、医療救護を支援する医師等、通訳、被災建築物の応急危険度判定士など専門知識や技能を必要とする「専門ボランティア」と避難所などでの救援物資の整理・仕分け・配分などの被災者に対する生活を支援する「生活支援ボランティア」に区分されます。

● ボランティアの育成

ボランティア活動を調整する者(コーディネーター)を養成するほか、ボランティア活動を体験する機会を設けたり、ボランティア研修講座を開講するなどボランティアを育成します。

● 災害時ボランティア活動の支援

災害時に各ボランティア団体などが連携して活動できる体制を整備します。また、ボランティア保険制度の充実、ボランティア活動拠点・備品の確保を図り、地域活動団体やボランティア団体などがネットワークを築けるよう支援します。

8. 防災行動力の向上

▶ 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、それぞれの職員が防災に関する知識を身に付けるとともに、市民のみなさんに対して防災意識の普及に努めます。

平常時からの市民の心得

非常用食料、飲料水、救急用品、非常持ち出し用品を準備する。

屋内、屋外のその場に合った対処の仕方を考えておく。

地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。

火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意し、

消火器などの消火用器具を準備する。

建物の補強、家具の固定をする。

地域の防災訓練に進んで参加する。

隣近所と災害時の協力について話し合う。

居住地周辺の地形などの状況を把握しておく。

家庭での防災会議を開く。



▶ 自主防災組織の育成

いざという時には、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことが大切です。このため、自治会などを単位とした自主防災組織が編成されています。市は自主防災組織が有効に活動できるよう支援を行います。

▶ 企業の役割

各企業は、地域の一員として、市民等と同様に自主防災力の向上に努め、地域の防災活動へ協力します。また、平常時から事業所の施設、設備の防災性能を高め、災害時にも事業を早期に再開、継続する体制の確立を促進します。

▶ 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、総合防災訓練及び個別訓練を行います。

第3章 いざというときの防災活動

大規模な災害が発生した場合、応急対策活動のためには情報をいち早く把握することが重要です。

把握した情報に基づき、まず、救出・救助や消火、医療救護などの生命や身体の安全を守る活動、次に避難対策や交通の確保、さらにライフラインの応急復旧などの活動を行います。

1. 情報の収集・伝達

●情報の収集・伝達

➤地震情報

地震が発生した場合には、震度情報システムにより、市内12箇所に設置された震度計の情報を消防指令センターの中央監視装置に集約し、市内の震度の分布を即時に把握します。

また、地震情報などは、気象庁(横浜地方気象台)からも県を通じて市に伝達されます。

➤気象情報

気象情報、各種注意報及び警報は、気象庁(横浜地方気象台)から県及びN T Tを通じて市に伝達されます。

また、消防局などでも雨量等の観測を実施しています。

➤初期の被害情報の収集

災害初期の情報を迅速に把握し、災害対策を実施する体制を整えるため、市内のまちづくりセンターなどを地域内の情報収集・伝達の拠点とするほか、職員が参集途上で被害状況を調査し、市災害対策本部に報告します。

➤災害緊急情報システムの活用

収集した各種の情報は、災害緊急情報システムにより処理します。また、各種情報機器、大型プロジェクトなどにより応急対策の実施に必要な情報を市災害対策本部などに提供します。

●広報・広聴活動

・市民のみなさんが必要とする情報は、災害発生後の時間経過に応じて変化し

ます。このため、様々な媒体を使って必要な情報を的確に広報します。

- ・災害発生初期の多様な問い合わせに対応するため、当初24時間体制で問い合わせ窓口を開設します。
- ・災害の状況に応じて、災害相談室を設置し、総合的に相談、要望を受け付けます。

主な広報媒体と広報内容

広報媒体	広報内容
ひばり放送 (防災行政用同報無線)	災害発生時の出火防止など二次災害防止の呼びかけ、避難誘導、被害状況、避難生活関連情報の広報・情報伝達の柱とします。
広 報 紙	災害対策活動全般にわたる広報の柱とします。配布は新聞折り込みを基本とし、不可能な場合は避難所、区役所、まちづくりセンター、公共施設等での掲示・配布を行います。
広 報 車	特にきめ細かい情報提供活動や避難誘導活動を行う必要がある場所に補助手段として活用します。
エフエムさがみ ジェイコム関東相模原大和局	放送協定に基づいて、緊急放送及び生活関連情報などの情報提供を行います。
報 道 機 関	放送機関・報道機関に情報を提供し、協力を要請します。

2. 市災害対策本部の設置及び活動

●市災害対策本部の設置及び職員の配備

市では、次の基準により職員を参集し、災害対応にあたります。災害の規模が大きい場合には、各機関と連携して市の全力を挙げて災害対応にあたるため市災害対策本部を設置します。

災害の種類によって、対応が異なります。突発的に市全域にわたって被害が発生するおそれのある地震の場合には、震度に応じて、休日夜間であっても、職員が自主的に判断して参集する体制をとります。気象状況から災害の発生が予想できる風水害の場合には、情報に応じて被害の拡大を未然に防止する活動を実施できる体制をとります。また、列車衝突や航空機の墜落といった大規模な事故によって多数の死傷者が発生した場合や危険物が流出するなどして地域の安全確保が必要な場合などの特殊災害に対しても、同様に災害の規模に応じた体制をとります。

▶地震災害の場合

レベル	種別	配備基準	備考
1	地震災害 初動体制	(1)市域で震度4の地震を観測したとき。 (2)東海地震観測情報が発表されたとき。 (3)その他、危機管理監が必要と認めるとき。	
2	地震災害 警戒本部体制	(1)東海地震注意情報が発表されたとき。 (2)市域で震度5弱の地震を観測したとき。 (3)市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (4)その他、危機管理監が必要と認めるとき。	地震災害 警戒本部 を設置し ます。
3	災害対策 本部体制	(1)市域で震度5強以上の地震を観測したとき。 (2)東海地震予知情報が発表されたとき。 (3)東海地震の警戒宣言が発令されたとき。 (4)市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 (5)その他、市長が必要と認めるとき。	災害対策 本部を設 置します。

▶風水害の場合

レベル	種別	配備基準	備考
0	風水害 情報連絡体制	(1)市域に次の警報が発表されたとき。 大雨警報 暴風警報 洪水警報 (2)市域に次の注意報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 大雨注意報 強風注意報 洪水注意報 (3)その他、危機管理監が必要と認めるとき。	
1	風水害 初動体制	(1)市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 大雨警報 暴風警報 洪水警報 (2)局地的な被害が発生し防ぎよが必要なとき。 (3)その他、危機管理監が必要と認めるとき。	
2	風水害 警戒本部体制	(1)複数箇所で局地的な浸水その他の被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2)はん濫注意情報が発表されたとき。 (3)その他、危機管理監が必要と認めるとき。	風水害警 戒本部を 設置しま す。
3	災害対策 本部体制	(1)大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 (2)はん濫警戒情報が発表されたとき。 (3)その他、市長が必要と認めるとき。	災害対策 本部を設 置します。

▶ 特殊災害の場合

レベル	種別	配備基準	備考
0	特殊災害情報 連絡体制	(1) 次の警報等が発表されたとき。 火災警報 大雪警報 暴風雪警報 (2) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	
1	特殊災害 初動体制	(1) 警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 (2) 局地的な被害が発生したとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	
2	特殊災害 警戒本部体制	(1) 複数箇所で局地的な被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	特殊災害警戒本部を設置します。
3	災害対策 本部体制	(1) 大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 (2) その他、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置します。

● 市災害対策本部の活動

初動体制の確立を図り、災害対策活動に全力を尽くします。

▶ 応急対策各班

市災害対策本部に、消火・危険物・避難誘導班、救出・救助班、医療救護班などを設置し、応急対策を行います。

▶ 区本部

各区役所に区本部を設置し、各区域の災害対策を総合的に実施します。
区本部は、区長を本部長とし、区役所と区内の出先機関で構成します。

▶ 現地災害対策本部

災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地対策本部を設置します。

▶ 現地対策班

まちづくりセンター(中央区管内は6公民館)を現地対策班として通信施設を整備し、地域内の情報収集・伝達や市民生活に身近な活動を行う拠点とします。

● 応援要請

消火、救出・救助、医療救護、道路啓開、建築物の応急危険度判定など専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で、他の地方公共団体、自衛隊、緊急消防援助隊、協定締結団体などに応援要請を行います。

● 応援派遣

他の地方公共団体に大規模な災害が発生した場合には、防災担当職員が被害状況などの情報収集に当たり、応援派遣体制を早期に整える準備をします。

● 浸水被害に対する対策

大雨などにより浸水被害警戒地域に被害が発生するおそれがある場合、浸水被害警戒地域対策計画に基づき、市災害対策本部の設置前に防ぎよ活動を行います。

3. 消火・避難誘導対策

● 災害時の消防活動

➤ 消防局・消防署の活動

震度4以上の地震を観測した場合は直ちに初動体制を確立し、必要な初期活動を行います。

効率的な部隊運用による消火活動を行い、市民の安全確保を最優先し、消火活動などを行います。

➤ 消防団の活動

震度4以上の地震が発生した場合は、消防団員を招集し初動体制を確立します。

情報の収集、警戒及び広報活動、消火活動、救助救急、避難誘導の活動を行います。

➤ 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

出火防止、初期消火、情報収集・通報及び伝達、負傷者の救出救護の活動を行います。

➤ 消防応援部隊の要請と受け入れ

広域火災が発生し、市の消防体制では対応が困難な場合は、速やかに県下

消防相互応援協定に基づく応援要請又は緊急消防援助隊の派遣要請を行います。

●避難誘導対策

次のような場合に避難勧告・指示が発令されます。避難勧告・指示の内容は、ひばり放送、広報車、消防車両や自主防災組織などを通じて伝達します。

- ・河川の上流が地震被害を受け、下流地区に浸水の危険があるとき。
- ・火災が拡大するおそれがあるとき。
- ・爆発のおそれがあるとき。
- ・ガスの流出拡散により、市民に危険が及ぶと予測されるとき。
- ・地すべり、がけ崩れなどの土砂災害により危険が切迫しているとき。
- ・大地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ・はん濫警戒情報、はん濫危険情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・その他市民の生命を守るため、必要と認められるときなど

➤一時避難場所・広域避難場所

地震に伴う火災などの災害が近隣に発生した場合には、いったん一時避難場所へ避難し、災害の推移を見て必要により、広域避難場所へ避難します。

➤避難所

避難所では、洪水やがけ崩れの危険性がある場合や、地震、火災、浸水などで家屋が被災した方などを受け入れます。

➤帰宅困難者対策

首都直下地震が発生した場合、鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な滞留者、旅行者は国の想定では、市内では5万人以上が発生すると予測されます。このことから帰宅に必要な情報提供、帰宅支援ステーション(ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等)の支援等を行います。



4. 特殊災害の応急対策

●鉄道災害の応急対策

鉄道の事故が発生した場合は、市、鉄道事業者、県等は連携を図りながら、人命救助、医療救護、消火活動、広報、代替輸送の実施などの対策を行います。

●道路災害の応急対策

道路災害により多数の死傷者等が発生した場合は、市、各道路管理者、県等は連携を図りながら、救出救助、医療救護、消火活動、広報、通行規制、応急復旧などの対策を行います。

●航空災害の応急対策

航空機事故が発生した場合は、関係機関が相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、二次災害の防止などに努めます。

●危険物災害の応急対策

➤事業者の活動

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、有害物質などの保管施設を管理する事業者は、消防、警察などの関係機関と連携し、安全確保措置などの対策を行います。

➤消防、警察、県の活動

事業所にあらかじめ必要な保安・応急処置を指導するほか、消防、避難誘導、救出・救助、交通規制、広報活動など必要な対策を行います。

●放射性物質災害の応急対策

放射性物質による災害が発生又は発生するおそれがあるときは国の関係省庁による安全対策がとられるほか、市、県は救出・救助、消火活動、広報、避難対策などの応急対策を行います。

●林野火災の応急対策

津久井地域には森林が多く分布しており、火災が発生した場合には広域に延焼する可能性があります。このため市は、林野火災により広範囲に渡る林野の焼失等が発生した場合、関係機関と連携して、空中消火、避難活動などの対策を行います。

●その他の災害に対する応急対策

雪害、火山噴火、大量食中毒発生などの健康危機などの場合にも、市は関係機関と連携をとって災害応急対応にあたります。

5. 救出・救助・医療救護の対策

●救出・救助活動

➤救出・救助体制

消防、警察、自衛隊、消防団、自主防災組織、協定締結団体、緊急消防援助隊などが相互に協力、連携して救出・救助活動を行います。

➤救出・救助活動

救命処置を必要とする人や、火災現場付近の救出を優先し、救出・救助活動を行います。救出した負傷者は救護所や医療機関に搬送します。

●医療救護活動

➤医療救護の体制

市災害対策本部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会、柔道整復師会などは相互に連携を図って医療救護活動を行います。また、県、日本赤十字社、医療ボランティア、自衛隊、自主防災組織や民間ボランティアは医療救護活動の支援を行います。

➤救護所の開設と活動

- ・総合保健医療センターに災害時医療救護本部を設置して、医療関係団体の協力を得てあらかじめ指定した施設に救護所を設置します。
- ・救護所から搬送された重傷者や中等傷者は後方医療機関で治療を行います。
- ・心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化などを防ぐため、保健師等による保健活動やメンタルケアなどの活動を行います。

救護所の活動内容

トリアージ（多数の傷病者が同時に発生したときに、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、傷病者の治療優先順位を決定すること。）

後方医療機関等への搬送順位の決定

傷病者に対する応急処置

死亡の確認

災害時要援護者への対応（人工透析や助産を必要とする人への医療情報の提供、寝たきり高齢者や重度障害者などの安否確認）

6. 緊急道路啓開・交通規制・緊急物流

●道路啓開

市災害対策本部、区役所、まちづくりセンター、消防署、警察署など防災対策上重要な施設を結ぶ路線並びにこれを補完する路線及び市災害対策本部、警察などから緊急に要請があった路線について、緊急車両の通行を確保するため、緊急道路啓開を行います。

●障害物の除去

倒壊した家屋、工作物の転倒落下、土砂崩れ、樹木の倒壊などによる道路、河川等にある障害物は、防災活動の実施及び市民の生命、財産等の保護のため必要な場合、除去活動を行います。

●緊急輸送

緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、人命にかかわる物資、人員を優先して行います。

輸送に必要な車両等は、市保有車両のほか日本通運(株)、(社)神奈川県トラック協会、神奈川中央交通(株)などに協力を要請して確保します。

また、特殊自動車が必要な場合は、運送業者や建設業者などに協力を求めて確保します。

空中輸送に必要なヘリコプターは、県知事を通じて派遣を要請します。

●交通対策及び警備対策の実施

➤交通対策

警察は、交通の混乱を防止し、緊急通行車両の円滑な通行と地域住民等の速やかな避難の実施を図るため、交通規制等所要の交通対策を実施します。

➤警備対策

警察は、大地震の発生と同時に警備体制を確立して救出・救助活動、避難の指示・避難の措置、交通対策、防犯対策、情報伝達などの活動を行います。

7. 建築物、被災宅地の危険度判定

余震などによる二次災害を防止するための緊急的な対策として、被災した建築物、宅地の危険度判定を行います。

▶ 被災建築物の応急危険度判定の優先順位

- ・ 市役所、区役所、まちづくりセンター、消防署、学校、公民館、清掃施設、市営斎場、医療機関等の災害対策拠点施設
- ・ 住宅等上記以外の施設



▶ 被災宅地の危険度判定

地震により造成宅地等の宅地で擁壁や地盤で、亀裂や崩壊等の被害が発生した場合、余震や降雨による二次災害を防止・軽減するため、被災宅地危険度判定士の派遣要請、受け入れを行い、危険度判定を実施し、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施します。



8. 避難所の運営

● 避難所の開設

次のいずれかの場合には、小中学校等を避難所として開設します。

- ・ 震度5強以上の地震を観測した場合は、すべての避難所で開設準備を行い、その上で、避難所を開設する必要があると認められたとき。

- ・震度5弱以下の地震を観測した場合で、避難所を開設する必要があると認められたとき。
- ・風水害その他の災害により避難所を開設する必要があると認められたとき。

●避難所の運営

避難所が開設された場合は、市が主体となって運営しますが、避難者・自主防災組織の代表者、避難者の生活を支援するボランティア等の代表者で構成する避難所運営協議会により、避難所運営の総合調整を進めます。

主な役割は次のとおりです。

- ・避難所施設や設備の安全点検、管理
- ・避難所の設営及び避難者の受け入れ
- ・避難者名簿の作成
- ・現地対策班等との連絡調整
- ・負傷者の救護、災害時要援護者への支援
- ・備蓄食料、物資等の応急配布
- ・飲料水、食料、生活物資等の現地対策班への要請、受け入れ、配分
- ・炊き出しの実施
- ・避難者への被害状況や生活関連情報の提供
- ・住民等の安否情報の収集、提供
- ・避難所の生活の場の環境の整備、管理
- ・避難者の健康状態の把握
- ・その他必要な事項

●生活関連物資の確保

➤食料等の確保

地震発生直後は、防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応します。

長期にわたって必要となる物資は、大型小売店、消費生活協同組合などから確保します。

➤炊き出し

学校の給食設備などを利用して炊き出しを行います。なお、炊き出し用の米は、市内の米穀登録卸売業者などから確保します。

9. 被災された方々の生活を助けるために(被災生活支援)

● 応急給水

➤ 応急給水の実施

災害発生初期は生命維持に必要な量として、1人1日3リットルを基準として、飲料水兼用貯水槽、指定配水池などから応急給水を行います。

数日後からは、生活用水を考慮して給水を行います。

➤ 給水の方法等

病院などの医療機関、社会福祉施設、避難所などを優先して行います。

給水場所、水量などは被災状況を考慮して決定し、給水時間・場所をお知らせします。

広範囲な場所に給水が必要となる場合は、地区別に給水拠点を定めて給水するなど供給体制の迅速化を図ります。

飲料水兼用貯水槽

水道断水に備えて「飲料水兼用貯水槽」(水道管と直結した貯水槽で、普段は循環している)を設置しています。地震時には循環を止め、飲料水等として汲み上げ利用します。



● 食料供給

➤ 食料品の応急供給

食料の供給は、避難所で生活する方、ライフライン施設の支障により炊飯の不可能な方などに対し、備蓄品又は協定締結団体により調達します。

➤ 食料の品目

備蓄からアルファ米、サバイバルフーズ、災害救助用クラッカー等を、パン、弁当、米飯等を調達により供給します。

乳児への粉ミルクや幼児、高齢者、病人の方々などへの給食等に配慮します。

➤ 供給の方法

避難所で生活する方へは避難所で、避難所以外で生活する被災者の方へは、申し出により指定する場所で供給します。

●生活必需物資の供給

➤生活必需物資の供給の実施

必要な生活必需物資を直ちに入手することが困難な方に対して、備蓄品又は協定締結団体から調達して行います。

➤供給品目

寝具類、衣料、炊事用具・食器、日用品・雑貨、光熱材料その他必要なものとしします。

●物資の輸送供給

市の備蓄物資等は市保有車両、協定締結団体の車両等で避難所へ輸送します。県の供給する物資は広域防災活動拠点(県立弥栄高等学校、県津久井合同庁舎)から、必要に応じて避難所等へ輸送します。

10. 災害発生後の衛生環境の整備

●清掃対策

➤ごみの処理

被災状況により収集区域等を設定し、計画的にごみの収集、処理を行います。

収集区域		収集方法
通常収集区域	被災程度が軽度で、通常の収集が可能な区域	可能な限り、現行の分別、袋収集、収集回数で行います。
特別収集区域	被災程度が中度で、通常の収集は困難であるが、状況に応じた収集が可能な区域	既存の集積所が使用できない、又は量が多く収集しきれない場合は、臨時集積所を確保します。現行どおりの分別、袋収集を原則として、収集回数は被災状況に応じて対応します。
収集困難区域	被災程度が重度で、道路や家屋の損壊が甚だしく、収集が困難である区域	区域外に臨時の集積所を設置し、それぞれの状況に応じた収集を行います。
広域避難場所 ・ 避難所	指定された広域避難場所・避難所	臨時集積所を設置し、現行の分別、袋収集に努め、収集回数は量に応じて対応します。

➤ し尿の処理

被災地域、避難場所、避難所を優先します。また、生し尿の収集を優先し、浄化槽汚泥の収集は被災状況により対応します。

さらに、下水道機能を有効に活用するとともに、仮設トイレ等を配置します。

➤ トイレ対策

下水道が機能しているものの、上水道が被災した地区では、水の確保やマンホールトイレの設置等で対処します。

また、下水道の被災地区では、避難所や公園などへの仮設トイレ等の設置を行います。

➤ 災害廃棄物処理

廃木材、コンクリートがらなどの災害廃棄物は仮置場、中間処理施設を確保し処理します。中間処理の後、分別を徹底し、再利用を図ります。

有害廃棄物などの処理については、関係法令を遵守し、適正な作業に努めます。

● 防疫・衛生対策

➤ 防疫の実施

被災地、避難場所で感染症患者や保菌者の早期発見に努め、関係法令に基づいて、必要に応じて入院勧告又は入院措置等の予防措置を行います。

また、被災地や避難場所の消毒・そ族(ねずみなど)昆虫の駆除を行うほか、被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒について指導・指示を行います。

➤ 衛生対策

避難者の健康管理及び食中毒の予防のため、衛生管理を徹底するよう指導、広報及び監視を行います。

➤ 動物対策

獣医機関、動物愛護団体等と連携し、飼い主の被災により放置された又は逃げ出した動物を保護するとともに、速やかな飼い主等への引き渡しに努めます。

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所内へのペットの持ち込みは原則として禁止します。なお、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び動物関連団体等と取り扱いについて協議し、ペット救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する等の支援を行います。

11. 被災された方々への応急住宅

● 応急仮設住宅の建設

➤ 入居対象者

被災し、自らの資力では住家を確保できない方で、住宅が全壊、全焼、流失し、居住する住家がない方を対象者とします。

➤ 建設用地

公有地又は民有地から、諸条件を考慮して選定します。また、必要な場合は市外への建設も検討します。

➤ 規模・設計など

一戸当たり9坪を基準として建設します。

建設に当たっては、プライバシーが確保できるよう配慮し、高齢者や障害者のいる世帯へは、手すりなどの設置や段差の解消などに努めます。

● 公営住宅などの確保とあっせん

市営住宅の空家など、公営住宅等を確保・あっせんするとともに、民間住宅や企業の社宅などの情報を提供するなど、民間住宅の確保・あっせんを行います。

● 住宅の応急修理

➤ 応急修理の対象者

住宅が半壊、半焼し当面の日常生活ができない世帯で、自己資力で応急修理ができない世帯

➤ 修理規模など

居室、炊事場及び便所など日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を行います。

12. 災害時要援護者の支援

●生活支援

▶ 避難所の運営

災害時要援護者に配慮した避難所の運営を行い、緊急物資などを優先的に提供するよう努めます。

▶ 災害時要援護者用施設(福祉避難所)の開設

特別な援護を必要とする方のために、社会福祉施設などを災害時要援護者用施設(福祉避難所)として開設します。

施設の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所が円滑に行われるよう調整します。

▶ 食料・飲料水・生活必需品の供給

災害時要援護者の方に優先して食料・飲料水等を供給します。

●応急仮設住宅などでの配慮

▶ 応急仮設住宅

災害時要援護者の方を優先した入居認定基準とします。

災害時要援護者と一般世帯との適正な混在を確保し、手すりの設置や段差の解消などに努めます。

▶ 住宅のあっせん

応急仮設住宅に入居された災害時要援護者の方の健康状態、必要な介護の状況などを考慮して、公営住宅を始めとした住宅のあっせんを行います。

●情報提供・相談サービス

ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など情報手段の確保に努めます。人工透析や助産を必要とする方、難病患者の方への医療情報の提供を行います。

生活相談、健康相談に応じるため、災害相談室(総合保健医療センター、地区保健福祉センター)の設置、被災地区での巡回サービスを避難所を中心に行います。

さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会との協定に基づき、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行います。

13. 災害ボランティア活動の支援

▶ 専門ボランティア

医療や被災建築物の応急危険度判定など専門領域での活動が期待される専門ボランティアは、災害対策本部のそれぞれの担当窓口で受け入れを行います。福祉ボランティア(手話通訳、介護士)等の受け入れ・活動支援等は社会福祉協議会が行います。また、外国人に対するボランティア活動支援は、さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会が実施します。

▶ 生活支援ボランティア

避難所などでの生活支援活動が期待されるボランティアの活動支援は、社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターが行います。

災害ボランティアセンターは、生活支援ボランティアの受け入れ、活動調整、派遣先の指示、活動の集約を行います。

▶ ボランティア活動への支援

活動に必要な資機材の提供、災害補償保険料の負担など、ボランティア活動への支援を行います。

14. 学校などの防災対策

▶ 学校の防災対策

市立小中学校は、学校安全の手引きに基づき、児童・生徒の安全確保、情報連絡、教育活動の再開などの防災対策を行います。

- ・災害が発生した場合、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努めます。
- ・災害が発生した場合、開校時又は閉校時にかかわらず児童・生徒の安否確認及び施設の被害状況を把握します。
- ・休校、授業の再開について、通学路、施設、児童・生徒の状況などを総合的に判断して決定します。
- ・児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講じます。
- ・市域に震度5強以上の地震が発生した場合、教職員は連絡の有無にかかわらず地震の規模を各自で把握し、勤務校に参集するとともに初期の体制を整えます。

▶ 社会教育施設などの教育機関の防災対策

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、施設・設備の点検確

認、利用者の安全確保、二次災害防止などの応急措置を行います。

➤ 私立学校・幼稚園などの災害対応

児童・生徒、園児等の安全確保、保護者・関係機関等との情報連絡、応急的な教育の実施などの災害対応を適切に実施します。

➤ 応急保育

各保育所と連携して、園児等の安全を確保するとともに、災害で保育が困難となった乳幼児の応急保育体制を整えます。

15. 孤立対策

土砂災害等により山間地域の交通、通信が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプターによる輸送等により、救助・救援を実施します。

16. ライフラインの応急対策(都市機能等応急対策)

各ライフライン事業者は、災害の発生に際して、あらかじめ定められた計画に基づいて応急対策を実施することとしています。

●電気施設の応急対策

東京電力(株)は、火災や感電など二次災害の発生防止に努め、原則として送電を継続します。

復旧に当たっては、官公庁などの公共機関、病院、避難所、水道、ガス、通信、交通、報道機関その他の重要施設に対して優先的に送電します。

●都市ガス施設の応急対策

東京ガス(株)は、安全確保措置をとるとともに被害情報等を収集し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に検討して、適切な応急措置を行います。なお、強い地震が発生した場合には自動的にガス供給が遮断される装置が設置されています。

復旧作業は、二次災害を防止するため慎重に進めます。また、防災活動上重要な施設から優先的に行います。

●エルピーガスの応急対策

(社)神奈川県エルピーガス協会は、二次災害を防止するための緊急措置及びガス供給先の応急措置を行います。

災害対策上必要な関連施設へ優先的に応急供給を行うとともに炊き出し施設等への応急供給を行います。また、一般家庭についても円滑な作業を行う体制としています。

●水道施設の応急対策

県は、災害用指定配水池による飲料水の確保や、二次災害防止のため、地震発生後直ちに被害状況を調査し、速やかに応急復旧工事を実施するとともに、市が行う応急給水活動を可能な範囲において支援します。

市は、給水に関する情報収集、連絡調整、簡易水道区域等の応急対策を行います。

●下水道施設の応急対策

市は、下水道施設の被害による浸水被害の発生や衛生環境の悪化を防止するため、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を行います。

●電話施設の応急対策

東日本電信電話(株)は、通信施設が被災し又は異常なふくそうが発生した場合も最低限の通信を確保するための応急措置をとります。

N T Tビルの窓口、災害対策本部、避難所、救護所などに臨時電話・電報受付所を設置するなど重要施設への応急対応を行うとともに、災害用公衆電話の設置や災害救助法が適用された地域等での停電中の公衆電話の無料化を行います。

●鉄道施設の応急対策

各鉄道事業者は、各事業者の定めた計画により、活動体制を整えるとともに、運転規制などの初動措置をとります。

電車内、駅構内における混乱防止措置をとるとともに、避難誘導活動を行います。

要救出者が発生した場合は、消防署又は警察署に通報するとともに救出救護活動を行います。

バスによる代替輸送や、他の交通機関による振り替え輸送の調整などを行います。

●バス交通の応急対策

路線バス事業者は、情報収集などの初動活動を行うとともに、運転中止などの安全措置をとります。

旅客の避難誘導を行い混乱防止に努めるとともに、死傷者等が発生した場合は救護措置等を行います。

第4章 災害からの復旧・復興

被災者の生活再建を基本にした復旧・復興対策を速やかに行います。

1. 義援金・義援品の受け付けと配分

義援金品の受け入れと配分については、県、日本赤十字社などの関係機関・団体と連携をはかり、相互に協力して行います。

●義援金の受け付けと配分

義援金の配分は、県又は市が設置した義援金配分委員会で決定して配分します。

●義援品の受け付けと配分

義援品は指定された場所で受け入れ、淵野辺公園、市体育館、県津久井合同庁舎などに保管します。

市は、生活必需物資供給対策とあわせて義援品の活用を図ります。

2. 生活支援など

●災害見舞金・弔慰金の支給など

一定規模以上の災害で精神や身体に障害を受けた方には災害障害見舞金を支給し、死亡した方の遺族に、災害弔慰金を支給します。また、災害援護資金の貸し付け、災害見舞金の交付、被災者生活再建支援金の支給及び生活福祉資金の貸し付けを、それぞれの制度による基準によって行います。

被害調査の結果に基づいて、早期に災証明を発行します。

●被災地の復興

被災地域の復興に当っては、市民のみなさんの理解のもとに都市の将来像を明らかにして、災害防止はもとより、快適な都市環境の創造に向けた防災都市づくりを進められるよう、復興計画を作成して推進することとします。

第5章 東海地震関連情報発表時の対策

東海地震は、前兆（地震前の異常な現象）が検知できる可能性があると考えられている、東海沖を震源とする地震です。東海地震では常に地震のデータが観測されており、気象庁ではそこから得られた情報から危険度を決め、「東海地震に関する情報」を発表します。なお、東海地震は、前兆現象が捉えられないまま突発的に発生する場合があります。

東海地震の対策については、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」といいます。）で、地震防災対策強化地域が定められています。相模原市はこの地域に隣接しており、震度5強程度の揺れが予測されているため、大震法の規定に準じて、東海地震の対策をとることとしています。



地震防災対策強化地域と警戒宣言時の鉄道の運行（神奈川県より）

1. 東海地震に関連する情報発表時の体制

市は、気象庁から東海地震に関連する情報が発表された場合、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ、次の体制をとります。


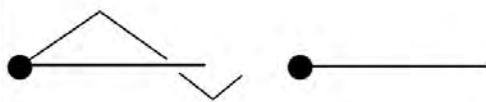
情報の種類	情報の内容	市の配備体制
東海地震 観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表する情報	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し必要な対策を行える体制（地震災害初動体制配備）
東海地震 注意情報	観測されている観測データの異常が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表する情報で、おおむね東海地域における歪計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと矛盾がないと認められる場合などに発表するもの	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制（地震災害警戒本部体制配備）
東海地震 予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する情報で、これを受けて警戒宣言等の対応がとられる。おおむね東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと矛盾がないと認められる場合などに発表するもの	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制（災害対策本部体制配備）

2. 警戒宣言時の対策

●市災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられたとき、直ちに市災害対策本部を設置し、全職員が参集するとともに、応急対策に係る措置を実施します。また、ひばり放送、広報車、消防車等で警戒宣言が発せられたことをお知らせします。

地震防災信号（警戒宣言発令時）

警 鐘	サイレン
(5 点)	(45秒間吹鳴)
	
	(約15秒間休止)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。	

● 応急対策の実施

➤ 災害の発生に備えた資機材・人員等の配備

地震災害の発生と同時に迅速な対応を行うため、必要な資機材の点検・整備と人員を配備します。

➤ 広報活動

警戒宣言が発せられたときは、ひばり放送などの広報手段を使って正しい情報を提供します。

➤ 事前避難

被害が予想される地区及び事前避難対象地区には事前避難の勧告又は指示を行います。

➤ 児童生徒の保護

児童生徒の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速・的確に対応できる具体的な計画に基づいて対応します。

➤ 消防

消防本部・消防署・消防団は、地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした消防警備活動を行います。

➤ 警備

警察署は、地震予知情報の発表に伴い、警備体制を確立し、情報の収集・伝達、広報、社会秩序の維持などの警備対策を行います。

➤ ライフライン、生活必需品の確保

電気・ガス・水道・電話などライフラインの確保、食料と生活必需品の備蓄などは、各機関・事業者による対策とするとともに、各家庭での備えによって確保します。

➤ 医療救護

病院など医療機関は、地震発生に備え、地震防災応急対策を実施して、医療救護機能の維持に努めます。

また、医療救護班の編成待機、医療器材、医薬品の緊急調達の準備、医療機関に対する措置の要請を行います。

➤ 交通

警察は、必要な交通規制等の措置により、緊急交通路を確保するなど、所要の交通対策を行います。概ね相模川の西が「通行禁止区域」、相模川の東が「通行制限区域」となり、通行禁止区域への通行が抑制されます。

バスは、強化地域では運行が中止され、その他の地域では可能な限り運行

が継続されます。

鉄道は、最寄り駅などでの停車、待機など、適切な運行を行います。なお、市内のターミナル駅である相模大野駅、橋本駅とその周辺の混乱を防止するため、関係機関が緊密な連絡調整をとって、鉄道利用者の規制、交通機関等の誘導、滞留者の誘導、避難施設の確保などの対策を行います。

◆警戒宣言が出された場合の交通規制

- ・強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制されます。
- ・強化地域への一般車両の流入は、極力制限されます。
- ・強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しません。
- ・避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
- ・緊急交通路に指定する高速自動車国道等については、一般車両の強化地域内への流入が制限されるとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入が制限されます。
- ・東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限されます。
- ・山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限されます。
- ・静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限されます。

3. 警戒宣言時の行動指針

➤家庭にいるとき

- 正しい情報をつかむ。
- 家庭での防災会議を開く。
- 家具類の転倒、落下物を防止する。
- 火気の使用を自粛する。
- 水や消火器を用意する。
- 家庭内の危険物を整理する。
- 身軽で安全な服装に着替える。
- 非常持ち出し品を確かめる。
- 水を確保する。
- 避難場所などを確かめる。
- 隣近所で助け合う。
- 自動車、電話の使用を自粛する。

➤ 学校・幼稚園・保育園にいるとき

児童生徒、園児は、先生などの指示に従って落ち着いて行動する。

➤ 百貨店・スーパーにいるとき

たくさんの人がいる場所では、パニックの発生の危険があるので、あわてずに店員の誘導に従って、落ち着いて行動する。

➤ 職場にいるとき

多くの職場では、警戒宣言が発せられたときや地震が発生したときの対策があらかじめ決められているので、その計画により行動する。

➤ 電車やバスに乗っているとき

乗客は、乗務員の指示に従って落ち着いて行動する。

➤ 自動車を運転しているとき

運転中に警戒宣言を知ったら、警察官の指示に従って行動する。

◆ 警戒宣言が出されたときの運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動してください。

警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

車をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

避難のために車両を使用しないこと。

4. 大地震発生時の心得

● 家にいるとき

➤ 身を守る

テーブルや机の下などに入る（乳幼児を守る）。

座布団など手近のもので頭を守る。

冷蔵庫、ピアノ、食器棚、たんす、本棚などから離れる。
出口を確保する（マンションなどでは玄関ドアや避難通路への戸を開け放つ）。

➤火の始末

コンロの近くの場合、調理器具が滑り落ちてくる場合があるので、コンロの近くから離れ、揺れが収まったら落ち着いて使っているすべての火を消す。

都市ガスの元栓やメーターコック、プロパンガスのバルブを締める。

電気のブレーカーを切る。

タバコの火、仏壇の線香の火などどんな小さな火も見逃さない。

ガス漏れがないか確認する。その間タバコはもちろん、火気は禁止。

●外出しているとき

➤車を運転しているとき

大地震ではハンドルをとられ制御が困難になる。ゆるやかにスピードを落として左側に寄せて止める。

地震のときのルール

- ・緊急車両を優先させるため、走行しない。道路左側でエンジンを切って待避。
- ・その場で情報を聞く。
- ・車から離れる場合は、キーは付けたまま、ドアロックもしない。
- ・警察など防災関係機関の指示に従う。

➤街頭で

落下物から身を守るため、建物からすばやく離れ、安全と思われる所に避難する。

店頭のショーウィンドなどのガラスや自動販売機、ブロック塀など破壊、転倒の危険が生じる場所から遠ざかる。

持ち物か両手で頭を守る。

地域の防災関係機関の指示に従って行動する。

車イスを使っている方は、遠慮なく周りの人に助けを依頼する。

子供には普段から、登下校時など外での注意をしておく。

➤人の集まるところで（スーパーやデパート、ホール、駅、競技場など）

棚や積み荷などからすばやく離れる。

階段や非常口めざして走り寄らない（殺到が一番危険）。

落下物から、持ち物か両手で頭を守る。

むやみに人のあとについて動かない。自分で判断して行動する。

その場で館内の放送や係員の指示に従う。

➤ 海や山にでかけているとき

海では、地震を感じたら津波を警戒してすばやく高台や建物の高所へ移動する。高台・高所がなければ、海岸からできるだけ遠くへ離れる。傾斜地では安全と思われる場所へ移動する。

➤ 乗り物に乗っているとき

バスは大地震のときは大きく揺れる。しっかりつかまって身の安全を守る。電車は地震を感じたら止まる。勝手にドアを開けて外に出ない。乗務員の指示に従う。

相模原市地域防災計画の概要

平成22年3月

発行：平成22年3月

編集：相模原市市民局防災安全部防災計画課
〒229-8611

相模原市中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111

